

強化プラスチック製二重殻タンクの試験確認済証による証明の撤回（取消し）について

当協会では、強化プラスチック製二重殻タンク（以下「FFタンク」という。）による危険物の貯蔵又は取扱いの安全確保に寄与することを目的として、FFタンクを製造しようとする事業者（以下「製造者等」という。）の申請に基づき、FFタンクの材質や構造等が消防法令に適合するか否かについての試験確認を行っています。

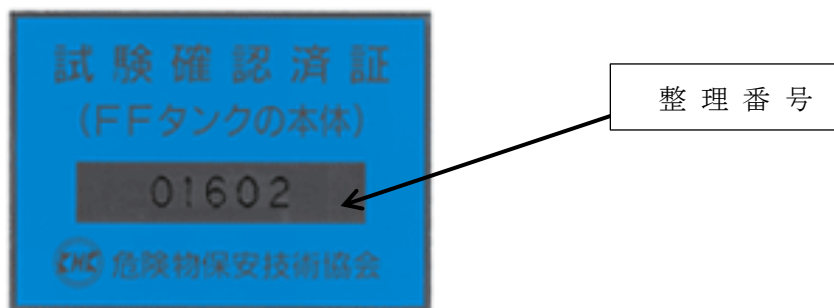
当協会の試験確認では、消防法令の基準に適合したFFタンクを継続して製造することができることを認め、製造者等の工場を「確認工場」に指定し、当該確認工場で製造するFFタンク本体の型式（容量、材料・構造等）を登録させており、当該確認工場に登録された型式のFFタンクを出荷する際には、FFタンクの基準適合性を示す試験確認済証（例）をFFタンク本体に貼付することを認めています。

今般、当協会が確認工場に指定している日本タンク装備株式会社（以下「JTO」という。）から、「試験確認済証を貼付して工場を出荷したFFタンクのうち、FFタンクの設置工事及びその後の点検等において、漏えい検知設備の検知液の漏えい、内殻のスチフナ部の破損等が発見されたFFタンクについては、当該FFタンクの内殻の補修、支柱の設置等を行った」旨の報告があり、当協会では、JTOからの報告内容について業務規程等に基づき調査を実施してまいりました。

本調査の結果、当協会はJTOから報告があったFFタンクについては、補修等が実施されたことにより、当協会に登録されている型式とは異なるFFタンクとなったことを認定いたしました。

このため、当協会では、本日、JTOから報告された39本のFFタンクについて試験確認済証による証明を撤回（取消し）し、その旨の通知をJTO及び当該FFタンクの設置場所を管轄する消防機関に対して発出したのでお知らせします。

※この件に関しましては、総務省消防庁から平成26年3月24日付け消防危第72号通知が発出されていることを申し添えます。



試験確認済証の写真（例）

(連絡先)
危険物保安技術協会
業務課長 杉山
電 話 03-3436-2353
F A X 03-3436-2251